

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 27日

群馬県知事 あて

提出者 〒370-2611  
住 所 群馬県甘楽郡下仁田町大字青倉1177

氏 名 白石工業株式会社 白艶華工場  
工場長 中山 紀彦

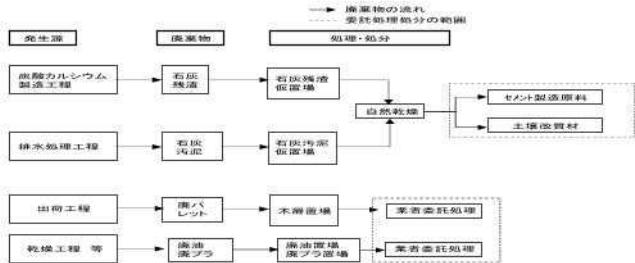
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0274-82-3351

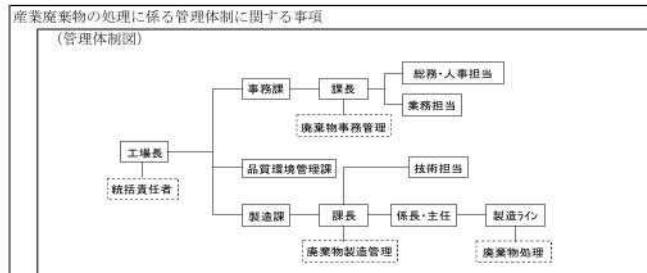
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	白石工業株式会社 白艶華工場
事業場の所在地	群馬県甘楽郡下仁田町大字青倉1177
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	売上高（2023年度）：16.7億円
③従業員数	33人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	 <p>The flowchart illustrates the waste management process. It starts with three input boxes: '発生源' (Source), '廃棄物' (Waste), and '処理・処分' (Treatment/Disposal). An arrow from '発生源' points to '石灰カルシウム製造工程' (Calcium Carbide Production Process), which leads to '石灰' (Lime). From '石灰', arrows point to '石灰堆積貯留場' (Lime Storage Tank) and '自然乾燥' (Natural Drying). '自然乾燥' then branches into 'セメント製造原料' (Cement Manufacturing Raw Material) and '土壤改良材' (Soil Improvement Material). Another arrow from '石灰' points to '排水処理工程' (Wastewater Treatment Process), which leads to '雨水' (Rainwater). From '雨水', an arrow points to '雨水汚泥' (Rainwater Sludge), which then leads to '雨水汚泥貯留場' (Rainwater Sludge Storage Tank). A third arrow from '石灰' points to '油溶性廃棄物' (Oil-Soluble Waste), which leads to '油溶性廃棄物貯留場' (Oil-Soluble Waste Storage Tank). Finally, an arrow from '雨水汚泥貯留場' points to '油溶性廃棄物貯留場'.</p>

(日本産業規格 A列4番)



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項											
①現状	【前年度（ 年度）実績】										
	産業廃棄物の種類										
自ら再生利用を行った 産業廃棄物 の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組)											
該当なし											
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類										
自ら再生利用を行う 産業廃棄物 の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組)											
該当なし											
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項											
①現状	【前年度（ 年度）実績】										
	産業廃棄物の種類										
自ら熱回収を行った 産業廃棄物 の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組)											
該当なし											
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類										
自ら熱回収を行った 産業廃棄物 の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組)											
該当なし											





## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。